

令和3年度 千葉市病院局経営改善支援業務（集患等支援）仕様書

1 委託業務の名称

令和3年度 千葉市病院局経営改善支援業務（集患等支援）（以下「業務」という。）

2 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により悪化した医業収支を改善するため、専門的な知識や実績を有する事業者にも、主に集患施策・診療報酬に関する取組み・目標管理業務を行う経営改善支援業務を委託するものである。

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

4 実施場所・履行場所

業務の実施場所は、市立青葉病院（千葉市中央区青葉町1273番地2）及び市立海浜病院（千葉市美浜区磯辺3丁目31番1号）とする。

5 業務内容

（1）集患対策の取組み

- ・両市立病院において、新型コロナウイルス感染症を踏まえた集患戦略（連携イベント企画・実行支援や広報施策等）を立案・実行を図ること。
- ・両市立病院の集患プロジェクト等への会議体への参加・会議資料を作成すること。
- ・海浜病院において、（新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえながら）前方連携・後方連携を含めた訪問活動（月3日前後）の実行支援を行うこと。

（2）診療報酬に関する取組み

- ・海浜病院において、診療報酬の算定件数の向上、未算定項目等の取得、医療機関別係数向上などの診療報酬を通じた診療単価向上を図ること。
- ・海浜病院の単価プロジェクトを運営し、会議資料を作成すること。
- ・青葉病院においては、経営企画ミーティングや両市立病院合同のミーティングを活用し、診療報酬の算定件数の向上、未算定項目等の取得等を支援すること。

（3）目標管理の推進

- ・両市立病院の今年度・次年度の診療科別目標設定支援を図ること。

（4）その他必要な助言・実行支援

- ・その他必要に応じて、委託料の範囲内で経営改善に関わる必要な助言・実行支援等を行うこと。

（5）報告業務

- ・毎月末時点の業務の進捗状況を記載した「月次進捗状況報告書」を作成・提出を行うこと。
- ・年度末に、業務の達成状況について、「委託業務完了報告書」を作成すること。その際に、個別の取組みの改善効果額等の成果を明示すること。
- ・業務に関する会議やヒアリングを実施した際、発注者の指示があった場合は議事録を作成すること。

と。

6 実施体制

受注者は、業務の実施にあたり必要な専門的知識・経験を有する従業員を、主担当として配置すること。

7 委託業務の成果物

- ・月次進捗状況報告書
- ・委託業務完了報告書

8 費用負担

業務に必要な器材、消耗品及び旅費等の業務に伴い必要な費用は、全て受注者の負担とする。

9 特記事項

(1) 施設・物品及びデータの利用等

- ・発注者は、その施設、設備及び備品等並びに保有する情報・データについて、受注者の業務遂行上必要な範囲内で受注者に貸与し又はその使用を許可する。
- ・受注者は、発注者に帰属する業務の遂行に必要な資料・データ等を使用する場合、適正な管理を行うこと。
- ・受注者は、発注者が貸与した備品・資料等を業務完了後速やかに発注者に返還しなければならない。

(2) 成果物等の帰属

- ・成果物及び業務の過程で受注者が作成した文書等（本仕様書において「成果物等」という。）に関する一切の権利は、千葉市に帰属する。
- ・成果物等の第三者への提供や内容の転載については、発注者の同意を必要とする。

(3) 守秘義務

- ・受注者は、業務の遂行上知り得た秘密（個人情報を含む）を、他に漏らしてはならない。また契約終了後においても同様とする。

(4) 名札の着用

- ・受注者は、「実施場所・履行場所」においては、名札を常に着用すること。

(5) 予防接種

- ・受注者は、病院等の現場業務に直接携わる従業員に下記の予防接種^{*}を受けさせるよう啓発すること。予防接種等にかかる費用については、受注者の負担とする。
 - ア I G R A検査（結核感染）・抗体価検査（水痘・風疹・麻しん・おたふく風邪）を実施し、上記検査の結果、十分な免疫がない場合（抗体価の値により）は予防接種を行うこと。
 - イ インフルエンザワクチン接種を行うこと。
 - ウ 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を行うこと。
- ・従業員の抗体価検査結果又は予防接種の実施状況の報告を受注者に求める場合がある。

(6) その他必要な事項

- ・その他業務を遂行するにあたって必要な事項については、随時、両者の協議の上で決定する。